

水道基本料金を6ヶ月間免除します

エネルギー・食料品価格等の経済物価が高騰する状況を鑑み、町民および事業者の経済負担の軽減を図るため物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して水道基本料金を減免します。

免除期間

令和7年度（令和8年1月使用分～2月使用分：2ヶ月間）

令和8年度（令和8年3月使用分～6月使用分：4ヶ月間）

免除額（最大基本料金6ヶ月分）

【令和7年度】

- (1) 一般用 4,320円（2,160円×2ヶ月）
- (2) 営業・団体用 8,380円（4,190円×2ヶ月）
- (3) 工場用 16,040円（8,020円×2ヶ月）
- (4) 収容施設 22,200円（11,100円×2ヶ月）



【令和8年度】

- (1) 一般用 8,640円（2,160円×4ヶ月）
- (2) 営業・団体用 16,760円（4,190円×4ヶ月）
- (3) 工場用 32,080円（8,020円×4ヶ月）
- (4) 収容施設 44,400円（11,100円×4ヶ月）
- (5) 集会場用 3,700円（年間7,400円×1/2）

対象世帯等及び免除の方法

(1) 町内給水施設利用世帯及び団体

※手続きは不要です。毎月の水道料金から基本料金を免除し請求いたします。

(2) 給水区域外（浦幌町・幕別町大豊簡易水道）利用世帯及び自家水世帯

※ア 町民が上記の簡易水道を利用している場合、一般用と同様の額（月額：2,160円）を助成金として付与いたします。

※イ 自家水利用の場合、アと同じ内容の助成金を交付しますので申請手続きについて、役場（施設課水道係）へお問い合わせください。

問い合わせ先

役場施設課水道係 ☎ (574) 2215

豊頃町不妊治療費助成事業のお知らせ

豊頃町では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るために、治療費や通院にかかる交通費の一部助成を実施しています。申請期限を過ぎると助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

◇ 助成対象の治療等

- ▶一般不妊治療
- ▶特定不妊治療（生殖補助医療）
- ▶先進不妊治療
- ▶その他、不妊治療に付随する検査及び医薬品代

◇ 申請期限

一般不妊治療	1年度分ごとに年度末までに申請 ※ 今年度実施した分はR8年3月31日までに申請
特定不妊治療 (先進医療含む)	1回の治療が終了したら速やかに申請 ※ 治療が終了した年度の3月31日までに申請

◇ 申請方法

申請に必要な書類をご準備のうえ、役場福祉課健康係に提出してください。

申請様式は役場福祉課窓口に備え付けのほか、豊頃町ホームページからもダウンロードできます。

詳細は町ホームページをご確認ください。

(<https://www.toyokoro.jp/page/5038.html>)



問い合わせ先 役場福祉課健康係 ☎ (574) 2214

物価高対応子育て応援手当のお知らせ

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、0歳から高校3年生までのこどもたち（平成19年4月2日から令和8年3月31日生まれ）に1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」が支給されます。

対象となる方は、申請期間内に申請するようお願いします。

支給対象者

【児童手当受給者】

- ①令和7年9月分の児童手当の支給を受けている方（申請不要）

【公務員の方】（申請が必要）

- ②①のほか、対象児童の養育者は申請書の「公務員児童手当受給者証明欄」に所属長の証明が必要となりますので、申請書に必要事項を記載し、所属長の証明を受けたうえで申請してください。
＊申請書はご自宅に送付予定ですが、お手元にない場合には役場福祉課にも備えおきますのでお申し出ください。

【新生児】

- ③令和7年10月1日以降令和8年3月末までに生まれる新生児も対象

給付額

- ・児童1人当たり一律2万円
- ・詳しくは役場福祉課福祉介護係までお問合せください。

問い合わせ先 役場福祉課福祉介護係 ☎ (574) 2214